

和歌山県×紀陽銀行 連携

移住者向けの住宅ローン制度が始まります！！

県では、「和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、「移住・定住大作戦」と銘打って、移住希望者の「くらし・住まい・しごと」に関する情報発信や移住支援等の施策を強力に展開しています。

この度、県と紀陽銀行の間で締結した「県経済の活性化に向けた包括的連携協力に関する協定」(平成20年)に基づき、和歌山県への移住を金融商品から支援する同行の「移住・定住促進住宅ローン」の取り扱いが開始されます。また、全本支店(108店舗)において移住コーナーの設置や移住に関する相談対応などを行います。

同行の金融商品については、県外から県内に移住し、自らが居住する住宅を新築又は中古住宅を購入する方を対象に、住宅ローン金利引き下げ幅を拡大するとともに、従来、申込みに際して前提となる勤続年数を審査要件から撤廃するなど、移住者に対して住宅ローンを申込みできる環境を広く整えるものです。



各店舗内移住コーナー
(設置イメージ)

和歌山「移住・定住促進住宅ローン」の概要

(平成27年9月10日現在)

- 実施事業者 紀陽銀行
- 利用条件(次の3点を満たす方)
 - (1) 県外から和歌山県へ移住予定、又は、移住後3年以内の方
 - (2) 原則、定住を目的として世帯全員で移住される(している)方
 - (3) 勤続・営業年数は不問。但し、転職・新規事業を含め、給与収入・営業所得により安定した収入が見込める方
- 資金用途 住宅及び住宅用土地の購入、住宅新築、中古住宅購入、リフォームに係る資金
- 摘要金利 店頭掲示の住宅ローン基準金利より、最大年2.000%引き下げ
変動金利 年 0.675%～(別途、保証料等が必要です。)
* 金利引き下げ幅は、申込内容等により個別に決定されます。
- 取扱開始日 平成27年9月10日(木曜日)から取扱開始

お問い合わせ先

| | | |
|----------|-------------------------|--------------|
| 金融商品について | 紀陽銀行営業推進本部 個人ローン企画担当 横井 | 073-426-7119 |
| 移住推進について | 和歌山県過疎対策課 交流推進班 船富・柏木 | 073-441-2930 |